

令和4年度 第1回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年4月6日(水) 9時00分から9時40分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 報告第1号 非農地証明の発行について (1 件)
- 第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について (3 件)
- 第4 議案第1号～
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について (4 件)
- 第5 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
意見について (1 件)
- 第6 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の意見決定について (8 件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第1回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、8番委員、9番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主査を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「非農地証明の発行について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 【報告第1号朗読後、説明】**
- 内容の報告は記載のとおりでございます。
添付書類も含め、完備しておりましたので書類を受理しております。
以上で、報告を並びに説明を終わります。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは、日程第3、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。

議長 それでは、報告第2号について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 つづきまして、日程第4、議案第1号から議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。

事務局より件数を報告して下さい。

事務局 今月の生前贈与1件、賃貸借1件、無償移転1、使用貸借1件の合計4議案となっております。議案の朗読は、時間短縮のため省略させていただきます。

議案第1号～議案第4号は、議案書にもありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長 次に、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、会長
議案第2号を、6番委員
議案第3号を、1番委員
議案第4号を、7番委員にそれぞれお願いいたします。

会長 議案第1号は、生前贈与です。圃場はよく管理されており問題ありません。

6番委員 議案第2号は、基盤強化法から3条賃貸借です。圃場は玉葱を作付けされており問題ありません。

1番委員 議案第3号は、無償移転です。圃場はなんら問題ありません。

7番委員 議案第4号は、3使用貸借です。圃場も良く管理されています。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 それでは採決に移らせていただきますが、議案第1号から議案第4号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

ありがとうございます。異議なしの意見をいただきましたので議案第1号から議案第4号を一括をして採決いたします。
では、議案第1号から議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号から議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

つづきまして、日程第5、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。今月の議案は営農型太陽光発電設置の1件となります。この議案は先月取下げを行った議案を再度、議案としたものになります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【議案第5号朗読後。説明】

議 長

ありがとうございました。
尚、この議案の地区担当委員からの結果並びに補足説明は、以前に行いましたので、割愛いたします。
それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決に移らせていただきます。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第6、議案第6号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第6号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年4月6日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第6号議案、受付は8件でございます。新規設定の賃貸借が2件、再設定5件、所有権移転が1件となっております。面積は、50,352平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

尚、受付番号8番は、先月の農地売買に伴う所有権移転ですので、地区担当委員からの結果並びに補足説明は受付番号7番までといたします。

議長

では、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を、1番委員に、
受付番号2番を、4番委員に、
受付番号3番と4番を、副会長に、
受付番号5番を、1番委員に、
受付番号6番を、3番委員に、
受付番号7番を、副会長に、それぞれお願いいたします。

1番委員

受付番号1番について、今後大豆を播種される予定で、管理は問題ないと思われま

4番委員

受付番号2番について、管理もされてあり問題ありません。

副会長

受付番号3番と受付番号4番について、麦を作付けされて管理も問題ありません。

1番委員

受付番号5番について、麦の作付けをされており問題ありません。

3番委員

受付番号6番について、よく管理されており問題ありません。

副会長

受付番号7番について、管理も良く問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長 よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

9 : 4 0 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長 _____

(議事録署名人) 8番委員 _____

9番委員 _____

(会議書記) 事務局職員 _____